

## 菜園 「不法投棄物件」

(2022. 2)

菜園に至る道路から少し上がった「のり面（道路から少し上がった所）」や農道に、コンクリートブロック片が投棄されていました。いずれかの所有者のコンクリートブロックを破壊し、その破片の捨て場として、我が菜園に投棄されたと思われます。

写真にあるように、細かく砕かれたもの、ブロックの姿が見えるもの。様々です。



細かく砕かれています。右側にはブロックそのもの。かなり時間が経過したものと思われ、ブロックは、風化が進んでいます。

おそらく、古いブロックを壊し、処分に困り、投棄されたものでしょう。

投棄された総量からすれば、リヤカーでの運搬ではなく、「軽トラ」に積み込み、ここに、投げ捨てられたようです。（参照：次のページ）

昨年末には、はがされた「壁紙」が、大きなビニール袋に詰め込まれた状態で投棄されていました。業者の仕業と思われます。

「壁紙」は不燃物として扱うことができるとのことで、我々のステーションまで運び、処理しました。

今度はコンクリートブロックの投棄です。失礼なことで、投棄物が続きました。

**「不法投棄など、絶対に許してはなりません」**



前回と同様に、平塚市の「収集業務課」に通報しました。担当は、「不法投棄」か、「事件性はないか」の判断はできないので、「平塚警察署」へ通報することを指示されました。署は、現場を見分し、判断するので警察官を派遣する。といわれ、立会いのうえ、警察官に現場の確認をしてもらいました。途中で、「鑑識」と思われる署員も同道し、見分が行われ、「投棄者の特定は困難」であること。「重大な事件性は見当たらない」と判断され、単なる投棄物との断がくだされました。

次は、このブロックの扱いです。「壁纸」のように運搬することはできません。警察官が「収集業務課」に連絡を入れ、午後には、市の担当者により、取り除いてもらうことができました。



平塚市や警察の対応の早さに感謝です。後日、「収集業務課」から「不法投棄は犯罪です」の看板を手に入れ、菜園に設置しました。効果は分かりませんが、今、出来る手立てです。